

# I 貯金等の保護の範囲の概要

## Q1

貯金保険制度で貯金等はどの範囲まで保護されていますか。

## Ans.

- ① 貯金保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金(下記(注1))に該当するものは全額保護され、それ以外の貯金等については1農水産業協同組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます(詳細については「第1部 貯金保険制度の概要1(4)貯金等の保護の範囲」の項(3ページ)を参照してください)。
- ② 貯金保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の貯金並びにこれらの利息等については、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります(詳細については「第1部 貯金保険制度の概要3(3)付保貯金以外の貯金等の取扱い」の項(11ページ)を参照してください)。

### ■ 貯金保護の概要

貯金保険の対象貯金等	決済用貯金(注1)	当座貯金 無利息普通貯金 等	全額保護
	一般貯金等	有利息普通貯金・定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託を含む)・農林債(保護預り専用商品に限る)等	合算して元本1,000万円までとその利息等(注2)を保護 1,000万円を超える部分は破綻組合の財産の状況に応じて支払い(一部カットされることがある)
貯金保険の対象外貯金等	外貨貯金・譲渡性貯金・農林債(募集債等)等	保護対象外 破綻組合の財産の状況に応じて支払い(一部カットされることがある)	

(注1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものをいいます。

(注2) 定期積金の給付補てん金等も利息と同様保護されます。